

宮 介 第 1 1 2 号 2  
令 和 3 年 8 月 1 2 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

県独自の「緊急事態宣言」発令に伴う要請等について（依頼）

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり依頼文書が出されていますので、通知いたします。なお、下記2に記載のPCR検査を受けた場合のご連絡は、宮崎市介護保険課（電話0985-44-2591）まで、時間外、祝休日に検査を受けて陽性が出た場合は宮崎市代表（電話0985-25-2111）までお願いします。

2 4 3 - 1 4 2 1  
令 和 3 年 8 月 1 2 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

県独自の「緊急事態宣言」発令に伴う要請等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

各高齢者施設・事業所におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいているところですが、全国で爆発的な感染拡大に歯止めがかからず、県内においても第5波の感染拡大が進んでおります。

このような中、令和3年8月11日付けで県下全域に県独自の「緊急事態宣言」が発令され、これに伴い、下記1のとおり要請することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。

また、下記2のとおり、引き続き施設・事業所における健康管理の徹底をお願いします。

記

1 要請について【県下全域対象】

(1) 期間

令和3年8月13日（金）から令和3年8月31日（火）まで

(2) 面会制限

高齢者への感染拡大を防止するため、緊急やむを得ない場合を除き面会制限とし、ガラス越しやオンラインでの面会等の対応をお願いします。

(3) 会食（施設・事業所の従事者）

会食は、4人以下、2時間以内で、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

また、県外との往来歴のある方や県外から来られた方、久しぶりに会う親族等との会食は控えてください。

2 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、積極的に受診していただくようお願いいたします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

なお、職員がPCR検査を受けた場合は、県長寿介護課まで連絡をお願いします。

(問い合わせ先)

長寿介護課施設介護担当・居宅介護担当  
TEL : 0985-26-7058 FAX : 0985-26-7344